

担い手確保・経営強化支援事業

【5, 286百万円】

対策のポイント

意欲ある農業者に対し、経営発展に必要な農業用機械等の導入を支援します。

<背景／課題>

- ・「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、今後の農業界を牽引する優れた経営感覚を備えた担い手の経営発展に向けた取組を支援していくことが重要です。
- ・そのためにも、農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積・集約化を図る取組を一体的かつ積極的に進め、農業の構造改革を一層加速化していく必要があります。

政策目標

次世代を担う経営感覚に優れた経営体を育成
(売上高の10%以上の拡大又は経営コストの10%以上の縮減)

<主な内容>

適切な「人・農地プラン」が作成されており、農地中間管理機構を活用している地区（又は活用することが確実な地区）において、売上高の拡大や経営コストの縮減などに意欲的に取り組む地域の担い手※が、融資を活用して農業用機械・施設を導入する際、融資残について補助金を交付することにより主体的な経営発展を支援します。

併せて、融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増しによる金融機関への債務保証（経営体の信用保証）を支援します。

※ 地域の担い手とは、人・農地プランに位置付けられた中心経営体であり、かつ認定農業者、認定新規就農者若しくは集落営農組織であること又は農地中間管理機構から貸借権の設定等を受けた者

補助率：融資残額（事業費の1／2以内）
配分上限額（個人1,500万円、法人3,000万円）
事業実施主体：市町村

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課（03-6744-2148）]